

新型コロナウイルスワクチンのお知らせ

4回目接種を開始しました

- ▶対象 3回目接種から5か月以上経過している方で、
- ・60歳以上の方
 - ・18歳以上60歳未満の方で、①基礎疾患を有する方または②重症化リスクが高いと医師が認める方

3回目接種時期	接種券発送日(予定)
2月	6月15日(水)
3月	7月13日(水)



※18歳以上60歳未満の方で、1・2回目接種時に基礎疾患を有する申請をしていない方は、接種券の発行申請が必要となります。詳しくは、上記二次元コードをご確認ください。

3回目接種について(12歳以上)

12~17歳の方は、ファイザー社製ワクチンを使用します。

2回目接種時期	接種券発送日(予定)
2月	6月8日(水)
3月	7月8日(金)



※オミクロン株に対する感染予防効果や発症予防効果、入院予防効果が回復すると報告されています。

●「予約なし」3回目接種について(18歳以上)

台東一丁目区民館(モデルナ会場)では、「予約なし」でのワクチン接種も実施しています。区内在住、在勤(学)およびその同居家族の方も接種ができますので、ご活用ください。



1・2回目接種、小児(5~11歳)接種についても引き続き、病院・診療所などで実施しています

問合せ

●台東区コロナワクチン 相談専用ダイヤル
(午前9時~午後6時、土・日曜日・祝日も対応) **TEL 03-6834-7410**

●厚生労働省新型コロナワクチン コールセンター
(午前9時~午後9時、土・日曜日・祝日も対応) **TEL 0120-761-770**

基本的な感染防止対策の徹底を

適切なマスクの着用



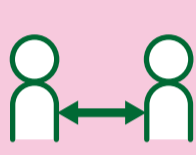
手洗いの徹底



換気の徹底



ソーシャルディスタンス

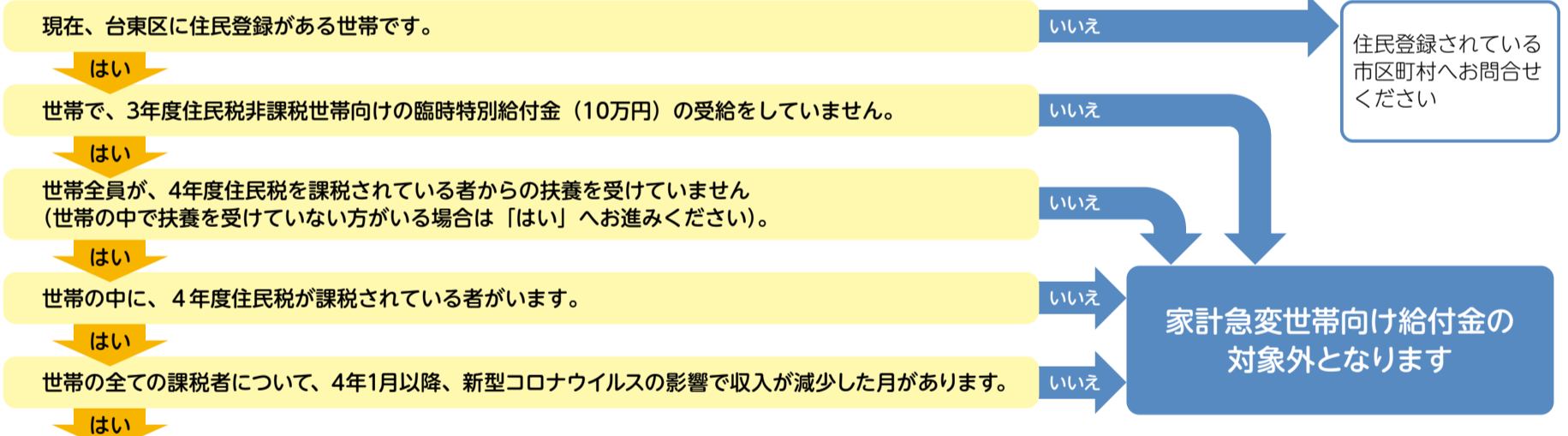


発熱等の症状がある場合の相談窓口

- 東京都 発熱相談センター (24時間)
TEL 03-5320-4592、03-6258-5780
FAX 03-5388-1396 (耳や言葉の不自由な方向け)
- 東京都 発熱相談センター 医療機関案内専用ダイヤル (24時間)
TEL 03-6630-3710
- 台東区 発熱受診相談センター (月~金曜日 午前9時~午後5時) ※祝日を除く
TEL 03-3847-9402
FAX 03-3841-4325 (耳や言葉の不自由な方向け)

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯(家計急変世帯)へ臨時特別給付金を支給しています(要申請)

- ▶給付額 1世帯あたり10万円(住民税非課税世帯に対する給付金との重複受給はできません)
- ▶対象 新型コロナウイルスの影響を受けて、4年1~9月の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当の収入となった世帯
※住民税が課税されている方の扶養親族のみで構成されている世帯は対象外です。
- ▶申請方法 申請書類に必要事項を記入し、必要書類とともに郵送でご提出ください。※申請書類等は区HPからダウンロードするか、下記コールセンターへお問合せください。



4年1~9月の減収した月(申請する対象月)の収入/所得を12倍し、年換算した金額が、右表の非課税相当限度額以下の場合、給付対象となる可能性があります。

▼判定方法のイメージ

家族構成例	非課税相当限度額	
	収入額ベース	所得額ベース
単身または扶養親族がいない	100.0万円	45.0万円
配偶者・扶養親族(計1人)を扶養している	156.0万円	101.0万円
配偶者・扶養親族(計2人)を扶養している	205.7万円	136.0万円
配偶者・扶養親族(計3人)を扶養している	255.7万円	171.0万円
配偶者・扶養親族(計4人)を扶養している	305.7万円	206.0万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親 ※2人以上扶養している場合は、上記の限度額を適用します。	204.3万円	135.0万円

詳しくは、下記へお問合せいただくか、区HP(下記二次元コード)をご覧ください。

▶問合せ 台東区住民税非課税世帯等 臨時特別給付金コールセンター
(午前8時30分~午後5時15分、土・日曜日・祝日を除く)
TEL 0120-000-573



新型コロナウイルス感染症の影響を受けた国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の加入者へ

- 保険料の減免制度
新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が一定以上減少した世帯等は、申請により減免が受けられます。対象者や要件等詳しくは、右記二次元コードよりご確認ください。
▶問合せ 国民健康保険料は台東区国保コールセンター(6月14日(火)~7月29日(金)) **TEL (6671) 9242**
後期高齢者医療保険料は国民健康保険課後期高齢者保険係 **TEL (5246) 1491**
介護保険料は介護保険課 **TEL (5246) 1246・1242**
- 新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金
▶対象 国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者で、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱などの症状があり感染が疑われ、療養のために就労できなかった方
※給与などの支払いを受けている方に限ります。
▶支給対象となる日数 就労できなかった期間のうち、初めの3日間を除いた4日目以降の就労を予定していた日数
▶支給額 直近の継続した3か月の給与と収入の合計額÷就労日数×3分の2×支給対象となる日数
▶適用期間 2年1月1日~4年9月30日(ただし、入院が継続する場合は最長1年6か月まで)
- ▶問合せ 国民健康保険課 **TEL (5246) 1253**
後期高齢者医療「広域連合お問合せセンター」
TEL 0570-086-519



▲国民健康保険料についてはこちら



▲後期高齢者医療保険料についてはこちら



▲介護保険料についてはこちら

